

# 新島村地域福祉総合計画



## は し め に

今日の新島村の住民福祉を取り巻く環境は、本格的な少子超高齢社会の到達、それに伴う地域連携機能の低下など、地域福祉の基盤となる住民間の相互扶助及び連帯と協力が弱体化し、高齢者・障害者などの支援を要する方たちには厳しい状況となってきています。新島村における地域福祉は、私たちの生活の基盤となる重要な要素であり、地域のすべての人々が安心して暮らせる社会をつくるために、私たち一人ひとりの協力と理解が欠かせません。

新島村地域福祉総合計画は、少子高齢化や人口減少といった現代社会の大きな課題を見据えつつ、離島という特性を考慮しながら今後の福祉の在り方を再構築するための指針を示すものとして、5年毎に見直し、策定を行ってまいりました。

この度、「令和6年度新島村地域福祉総合計画」がまとまりました。

本計画の策定にあたりましては、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、各世代様々な立場の人々がともに支え合う社会を作り上げることを念頭に置きながら、新たな制度等に適応し、社会・経済等の動向や変化に対処できる内容となるよう努めてまいりました。

また、本計画は、「新島村基本構想」のもと、今後展開する福祉、保健等の関連諸施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもので「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「自殺対策計画」の4計画とし、令和7年度から令和11年度までの5年間にわたる当村の施策をまとめた地域福祉総合計画となっております。

新島村においては、一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、積極的に参加し、共に歩いていく事が求められていますが、本計画が実現することで、より豊かで暮らしやすい新島村を築いていけると確信しています。新島村を支えてきた地域の諸先輩と、これから将来を担い、また発展に貢献できる子どもたちのために、住民の皆様方のご理解とご協力を切にお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたってくださいました、新島村地域福祉計画等策定委員会委員をはじめ、ご協力いただきました全ての関係者の方々に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

新島村長 大沼 弘一

# 新 島 村 地 域 福 祉 総 合 計 画

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 新島村地域福祉総合計画の概要              | 1  |
| 第1章 計画の枠組み                  | 6  |
| ■計画策定にあたっての視点               | 8  |
| 1 計画策定の根拠                   | 9  |
| (1)「新島村地域福祉総合計画」の根拠         | 9  |
| (2)「新島村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の根拠 | 9  |
| (3)「新島村障害福祉計画」の根拠           | 10 |
| (4)「新島村子ども・子育て支援事業計画」の根拠    | 10 |
| (5)「新島村自殺対策計画」の根拠           | 10 |
| 2 計画の役割                     | 12 |
| (1) 計画のねらい                  | 12 |
| (2) 計画の役割                   | 12 |
| (3) 計画の特徴                   | 12 |
| 3 村の概要                      | 13 |
| (1) 村の暮らし                   | 13 |
| (2) 人口の推移                   | 14 |
| (3) 介護保険対策者の状況              | 19 |
| (4) 障害者数                    | 20 |
| 4 計画期間                      | 22 |
| (1) 計画期間                    | 22 |
| (2) 計画の見直し時期                | 22 |

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 5 | 計画策定の基本的な考え方              | 23 |
|   | (1) 相互扶助の伝統を活かした計画策定      | 23 |
|   | (2) 地域の特性を踏まえた計画策定        | 23 |
|   | (3) 総合的な計画策定              | 24 |
|   | (4) 島の実情にあった「介護保険事業計画」の策定 | 24 |
| 6 | 基本理念と基本目標                 | 25 |
|   | (1) 基本理念                  | 25 |
|   | (2) 基本目標                  | 26 |
| 7 | 計画策定方法                    | 27 |
|   | (1) 住民参加                  | 27 |

## 第2章 サービスの現状と今後の展開 28

### ■今後の事業展開の視点 30

#### 1 事業展開の基本方針 31

(1) すべての在宅生活者への支援施策の充実 32

(2) 介護保険制度の展開 34

(3) 介護保険制度以外の高齢者福祉施策の展開 34

(4) 保健・医療サービスの展開 35

(5) 子育て支援施策の展開 36

(6) 障害福祉施策の展開 36

(7) 社会参加・地域活動関連施策の展開 37

(8) 地区特性に配慮した施策の展開 37

#### 2 重点施策の展開 38

(1) 介護保険制度の安定的運営の確保 40

(2) 「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実 41

(3) 拠点施設の充実 42

(4) 子ども・子育て支援事業の充実 42

(5) 住民の権利擁護体制の整備 43

(6) 連携体制の整備 44

(7) 障害者支援事業の充実・就労支援体制の整備 48

#### 3 介護保険事業の展開 48

(別冊第9期介護保険事業計画参照 令和5年度策定)

※第10期介護保険事業計画(令和9年度～11年度)は、  
令和8年度策定予定

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 4 介護保険制度以外の高齢者福祉施策の展開    | 49 |
| ■介護保険制度以外の高齢者福祉施策の基本方針   | 51 |
| (1) 介護保険事業以外の高齢者福祉施策     | 52 |
| 1) 後期高齢者医療制度             | 52 |
| 2) 健康相談の充実               | 52 |
| 3) 健康診査の充実               | 52 |
| 4) 訪問指導の充実               | 53 |
| 5) 機能訓練の充実               | 54 |
| 6) 村外医療体制の整備             | 55 |
| 7) 介護予防・生活支援事業の充実        | 55 |
| 8) 福祉用具貸与事業の充実           | 55 |
| 9) 敬老事業の充実               | 56 |
| 10) 介護者支援事業の充実           | 56 |
| 11) 認知症高齢者とその家族に対する支援の充実 | 56 |
| (2) 関連拠点施設の充実            | 57 |
| 1) 診療所の充実                | 57 |
| 2) さわやか健康センターの充実         | 57 |
| 3) 式根島福祉健康センターの充実        | 58 |

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 5 | 子育て支援施策の展開           | 59 |
|   | ■子育て支援施策展開の基本方針      | 60 |
|   | (1) 保育園の充実           | 61 |
|   | (2) 出産にかかる交通費の助成の充実  | 62 |
|   | (3) 児童の医療費の助成        | 62 |
|   | (4) 相談事業の充実          | 62 |
|   | (5) 「新島村食育推進計画」の充実   | 63 |
|   | (6) 子ども・子育て支援事業の推進   | 65 |
|   | (7) 児童虐待への対応         | 65 |
|   | (8) 集いの場の充実          | 65 |
|   | (9) ファミリーサポート事業の充実   | 66 |
| 6 | 障害福祉施策の展開            | 67 |
|   | ■障害福祉施策展開の基本方針       | 68 |
|   | (1) 障害者（児）サービスの充実    | 69 |
|   | (2) 在宅サービスの充実        | 69 |
|   | (3) 補装具、日常生活用具の給付の充実 | 70 |
|   | (4) 住宅改善・自動車改造費助成の充実 | 71 |
|   | (5) 緊急入所事業の実施        | 71 |
|   | (6) 障害関連活動等への支援の充実   | 72 |
|   | (7) 相談体制の充実          | 72 |
|   | (8) 就労支援事業体制の整備      | 72 |

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 7 | 生活基盤整備施策の展開              | 73 |
|   | ■生活基盤整備施策展開の基本方針         | 74 |
|   | (1) 道路や公共・民間施設等の環境整備     | 75 |
|   | (2) 住宅改修等への支援と住宅の整備      | 75 |
|   | (3) 防災・見守りネットワークの整備      | 76 |
|   | (4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実   | 76 |
| 8 | 社会参加・地域活動支援施策の展開         | 77 |
|   | ■社会参加・地域活動支援施策の基本方針      | 78 |
|   | (1) 新島村社会福祉協議会の充実        | 79 |
|   | (2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実 | 81 |
|   | (3) 生涯学習・福祉教育の推進         | 82 |
|   | (4) シルバー人材センターの充実        | 83 |
|   | (5) 住民の権利擁護施策の充実         | 83 |
| 8 | 新島村自殺対策計画                | 84 |
|   | (1) 新島村自殺対策計画の策定の考え方     | 86 |
|   | (2) 自殺の現状                | 88 |
|   | (3) 自殺対策における取り組み         | 89 |
|   | (4) 自殺対策計画の推進のために        | 93 |
|   | ■資料                      | 94 |

# 新島村地域福祉総合計画

## 【 計画の基本理念 】

『共存共助』による活力ある島の暮らしの実現

## 【 計画の基本目標 】

- 誰もが安心できる島の暮らしを実現する。
- 元気のある島の暮らしを実現する。
- ともに支えあう島の暮らしを実現する。

# 重 点 施 策

## (1) 介護保険制度の安定的運営の確保

- 特別養護老人ホームへの積極的な支援を継続して行います。
- 式根島福祉健康センターを拠点とし利用者に配慮した事業運営を行います。

## (2) 「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実

- 総合事業対象者に対する介護予防プログラムの提供を行います。
- 総合事業対象者、一般高齢者に対する地域介護予防支援事業を実施します。
- 移送サービス等の介護予防・生活支援事業の充実を図ります。

## (3) 拠点施設の充実

- 式根島地区のデイサービス等、在宅サービスの充実を図るために式根島福祉健康センターにおいて事業を実施します。

(4) 子ども・子育て支援事業の充実

○保育園の充実を図ります。

○地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、検討、展開していきます。

(5) 住民の権利擁護体制の整備

○住民の権利擁護体制を整備します。

(6) 連携体制の整備

○福祉、保健、医療の連携体制を充実します。

○「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の設置を検討します。

○「福祉・保健住民会議（仮称）」の設置を検討します。

(7) 障害者支援事業の充実・就労支援体制の整備

○障害者の生活及び就労全般にわたる支援体制の整備を進めます。

○障害者に対して正しい知識と理解を得るための、広報・啓発活動を進めます。

# 施 策 体 系

|                                                |                          |
|------------------------------------------------|--------------------------|
| <b>■介護保険事業</b><br>「新島村高齢者福祉計画・<br>第9期介護保険事業計画」 | (1) 訪問介護・介護予防訪問介護        |
|                                                | (2) 通所介護・地域密着型通所介護       |
|                                                | (3) 訪問看護・介護予防訪問看護        |
|                                                | (4) 福祉用具貸与               |
|                                                | (5) 短期入所生活介護             |
|                                                | (6) 特別養護老人ホーム            |
|                                                | (7) 福祉用具購入費の支給           |
|                                                | (8) 住宅改修費の支給             |
|                                                | (9) 高額介護サービス費の支給         |
|                                                | (10) 居宅介護支援              |
|                                                | (11) 島外で利用が見込まれるサービス     |
| <b>■介護保険事業以外<br/> の高齢者福祉施策</b>                 | (1) 後期高齢者医療制度            |
|                                                | (2) 健康相談の充実              |
|                                                | (3) 健康診査の充実              |
|                                                | (4) 訪問指導の充実              |
|                                                | (5) 機能訓練の充実              |
|                                                | (6) 村外医療体制の整備            |
|                                                | (7) 介護予防・生活支援事業の充実       |
|                                                | (8) 福祉用具貸与事業の充実          |
|                                                | (9) 敬老事業の充実              |
|                                                | (10) 介護者支援事業の充実          |
|                                                | (11) 認知症高齢者との家族に対する支援の充実 |
| <b>■関連拠点施設の充実</b>                              | (1) 診療所の充実               |
|                                                | (2) さわやか健康センターの充実        |
|                                                | (3) 式根島福祉健康センターの充実       |
| <b>■子育て支援施策</b>                                | (1) 保育園の充実               |
|                                                | (2) 出産にかかる交通費の助成の充実      |
|                                                | (3) 児童の医療費の助成            |
|                                                | (4) 相談事業の充実              |

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| ■子育て支援施策           | (5) 「新島村食育推進計画」の充実       |
|                    | (6) 子ども・子育て支援事業の推進       |
|                    | (7) 児童虐待への対応             |
|                    | (8) 集いの場の充実              |
|                    | (9) ファミリーサポート事業の充実       |
| ■障害福祉施策            | (1) 障害者（児）サービスの充実        |
|                    | (2) 在宅サービスの充実            |
|                    | (3) 補装具、日常生活用具の給付の充実     |
|                    | (4) 住宅改善・自動車改造費助成の充実     |
|                    | (5) 緊急入所事業の実施            |
|                    | (6) 障害関連活動等への支援の充実       |
|                    | (7) 相談体制の充実              |
|                    | (8) 就労支援事業体制の整備          |
| ■生活基盤整備施策          | (1) 道路や公共・民間施設等の環境整備     |
|                    | (2) 住宅改修等への支援と住宅の整備      |
|                    | (3) 防災・見守りネットワークの整備      |
|                    | (4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実   |
| ■社会参加・<br>地域活動支援施策 | (1) 新島村社会福祉協議会の充実        |
|                    | (2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実 |
|                    | (3) 生涯学習・福祉教育の推進         |
|                    | (4) シルバー人材センターの充実        |
|                    | (5) 住民の権利擁護施策の充実         |
| ■新島村自殺対策計画         | (1) 新島村自殺対策計画の策定の考え方     |
|                    | (2) 自殺の現状                |
|                    | (3) 自殺対策における取り組み         |
|                    | (4) 自殺対策計画の推進のために        |

# 第1章 計画の枠組み

## 第一章

### 計画の枠組み

1 計画策定の根拠

2 計画の役割

3 村の概要

4 計画期間

5 計画策定の基本的な考え方

6 基本理念と基本目標

7 計画策定方法

## ■計画の策定にあたっての視点

---

○村の実態（人口減少傾向と少子高齢化）や「共存共助」、地勢等の村の特徴に即した計画の策定を行います。

○村における行政の役割を十分認識し、村が実施できることを最大限に検討します。

○高齢者のみならず住民全体の生活支援ができる体制の計画化を行います。

○福祉、保健、医療、地域活動等の総合的な計画化を行います。

○介護保険制度対象外のサービス利用者や家族が継続的に安心して生活できる体制の計画化を行います。

○住民が活動できる環境を整備し、積極的な参画をもとめる視点にたって計画化を行います。

○本計画期間中のみならず、次期計画期間における島の状況をふまえ計画内容を検討します。

# 1 計画策定の根拠

## (1)「新島村地域福祉総合計画」の根拠—————

○新島村地域福祉総合計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」で、住民と行政が協働して、地域に暮らす一人ひとりがお互いに支え合い、安心して生き生きと生活することができる福祉社会づくりを目指すための指針として策定しています。

○「地域福祉活動計画」については、社会福祉法人新島村社会福祉協議会が令和 6 年に「新島村地域福祉活動計画『第 3 次モヤイの絆』」として策定しています。

## (2)「新島村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の根拠—————

○本計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定しています。

(3)「新島村障害福祉計画」の根拠—————

○本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、国の定める基本方針に即して、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ策定しています。

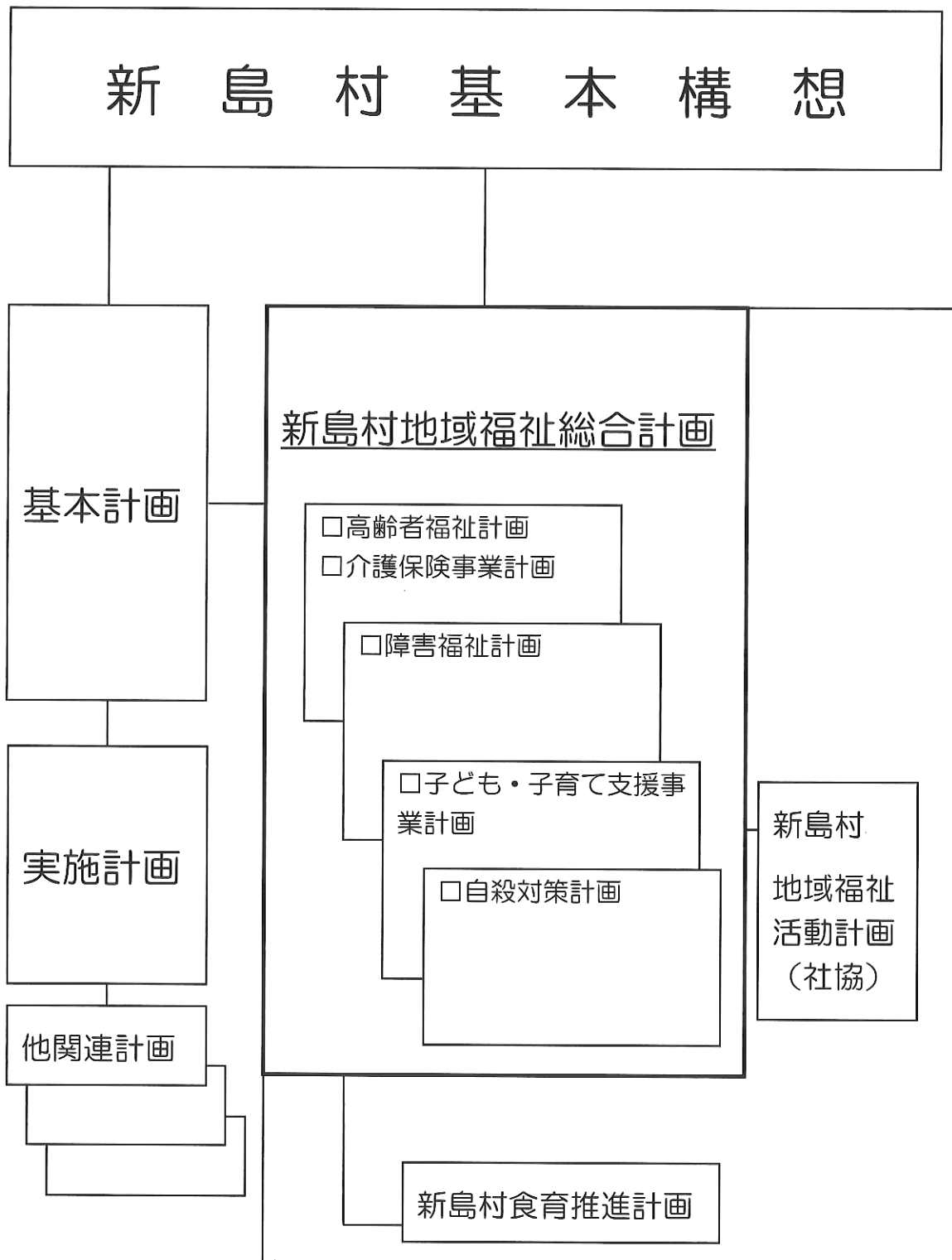
(4)「新島村子ども・子育て支援事業計画」の根拠—————

○本計画は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項に基づき、地域の子ども・子育て支援事業の充実を図るため、計画の策定が義務づけられています。

(5)「新島村自殺対策計画」の根拠

○本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して策定しています。

■計画の位置づけ



## 2 計画の役割

### (1) 計画のねらい

○本計画は、新島村が少子高齢化の進展に対応するために「新島村基本構想」のもと、今後展開する福祉、保健等の関連諸施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定した計画です。

### (2) 計画の役割

○本計画は、「新島村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「新島村障害福祉計画」「新島村子ども・子育て支援事業計画」「新島村自殺対策計画」の4計画をまとめた総合計画です。

### (3) 計画の特徴

○本計画は、離島特性や当村の人口規模、行財政規模等を考慮し、福祉、保健等の関連諸施策を総合化した点に特徴があります。そのため、高齢者に関する施策のみならず児童福祉、母子保健、障害福祉、住民活動や地域活動を支援する諸施策も含まれています。

### 3 村の概要

#### (1) 村の暮らし

- 新島村は、新島と式根島の2つの有人島と3つの無人島から構成されています。最も大きい新島は、東京から南へ約150 km、伊豆半島下田から南東へ約35 kmに位置しています。隣村の利島と神津島は、各々北へ15 km、南へ20 kmの距離があり、大島までは40 kmの位置にあります。
- 集落は、本村地区と若郷地区、新島から南へ約4 kmに位置する式根島地区の3地区から構成されています。
- 気候は島周囲を黒潮に囲まれているため冬でも東京に比べ5～7度高く、「常春の島」といわれています。しかし、冬期（12月～2月）には、南西の風（地元では西風）が強く吹きます。
- 交通条件は空路（新島のみ）と海路があります。調布市と結ばれる空路は、19人乗りの航空機が運行し、多客期には増便されます。海路は東京から高速船、大型船が就航し、下田からも定期船が就航しています。新島と式根島間には村営の連絡船「にしき」が1日3便運行しています。
- 産業は、観光と水産業が中心で「離島ブーム」により経済活動が活発でありましたが、現在においては、観光客数も激減し、観光関連産業は大きく縮小しています。また、高齢化や人口減少により水産業も就業者数の減が顕著になっており、経済活動全体も縮小しています。

## (2) 人口の推移

---

○平成 29 年の総人口は 2,753 人(本村 1,922 人、式根島 528 人、若郷 303 人)でした。それ以降毎年減少傾向が続き、令和 6 年には 2,456 人、8 年間で 297 人減少しています。

○65 歳以上の高齢者(令和 6 年)は、村全体で 1,016 人、内訳は、本村地区が 702 人、式根島地区 203 人、若郷地区 111 人で、人口構成と比例し、本村地区に約 7 割の人が住んでいます。

○総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、近年増加傾向にあり、令和 6 年では全体の 41.4%を占めています。同様に 75 歳以上が占める割合は 23.9%となっています。これに対し、14 歳未満が 9.4%、65 歳未満が 49.2%を占めていますが、若い年齢層は減少しており、少子高齢化になっています。

## 【 人口の推移 】

(単位：人)

|  | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
|--|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|

|     |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 村全体 | 2,753 | 2,724 | 2,722 | 2,688 | 2,633 | 2,547 | 2,495 | 2,456 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

|       |       |      |      |      |      |      |      |      |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 各年増減  |       | ▲29  | ▲2   | ▲34  | ▲55  | ▲86  | ▲52  | ▲39  |
| 累 計   |       | ▲29  | ▲31  | ▲65  | ▲120 | ▲206 | ▲258 | ▲297 |
| 前 年 比 |       | 98.9 | 99.9 | 98.8 | 98.0 | 96.7 | 98.0 | 98.4 |
| 指 数   | 100.0 | 98.9 | 98.9 | 97.6 | 95.6 | 92.5 | 90.6 | 89.2 |

|     |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本 村 | 1,922 | 1,905 | 1,895 | 1,861 | 1,835 | 1,775 | 1,759 | 1,724 |
| 式根島 | 528   | 519   | 523   | 525   | 512   | 495   | 474   | 480   |
| 若 郷 | 303   | 300   | 304   | 302   | 286   | 277   | 262   | 252   |

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## 【 65 歳以上人口数の推移 】

(単位：人)

|      | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  | 令和6年  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 村全体  | 1,071 | 1,062 | 1,078 | 1,071 | 1,067 | 1,042 | 1,031 | 1,016 |
| 各年増減 |       | ▲9    | +16   | ▲7    | ▲4    | ▲25   | ▲11   | ▲15   |
| 累 計  |       | ▲9    | +7    | +0    | ▲4    | ▲29   | ▲40   | ▲55   |

※ +印は増加を意味しています。

|     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 本 村 | 724 | 719 | 736 | 734 | 735 | 711 | 713 | 702 |
| 式根島 | 228 | 224 | 222 | 223 | 217 | 213 | 202 | 203 |
| 若 郷 | 119 | 119 | 120 | 114 | 115 | 118 | 116 | 111 |

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## 【 人口構成の推移 】

|  | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
|--|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|

(単位：%)

|     |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 村全体 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

|        |      |      |      |      |      |      |      |      |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 0-14歳  | 11.1 | 10.6 | 10.2 | 10.7 | 10.3 | 9.5  | 9.4  | 9.4  |
| 15-64歳 | 50.0 | 50.4 | 50.2 | 49.5 | 49.2 | 49.6 | 49.3 | 49.2 |

|       |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 65歳以上 | 38.9 | 39.0 | 39.6 | 39.8 | 40.5 | 40.9 | 41.3 | 41.4 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|

|       |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 75歳以上 | 21.1 | 21.4 | 21.5 | 21.6 | 22.3 | 22.2 | 23.1 | 23.9 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

○今後の新島村の人口は、令和6年の2,456人が、本計画の目標年次である令和11年には、過去の人口の推移から、約2,226人になると推計することができます。

○65歳以上人口（介護保険制度における「第1号被保険者」）は、令和6年には1,016人、本計画の目標年次である令和11年には961人になると予想されます。

○40～64歳までの介護保険制度における「第2号被保険者数」は、令和6年には776人、本計画の目標年次である令和11年には726人と予想されます。

【 人口の推移と計画期間中の推計値 】

|  | ■現在までの推移     |              |              |              |              | ■計画期間中の推計値   |              |              |               |               |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
|  | 令和<br>2<br>年 | 令和<br>3<br>年 | 令和<br>4<br>年 | 令和<br>5<br>年 | 令和<br>6<br>年 | 令和<br>7<br>年 | 令和<br>8<br>年 | 令和<br>9<br>年 | 令和<br>10<br>年 | 令和<br>11<br>年 |

(単位：人)

|           |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 村 全 体     | 2,688 | 2,633 | 2,547 | 2,495 | 2,456 | 2,410 | 2,364 | 2,318 | 2,272 | 2,226 |
| 0～39 歳    | 791   | 755   | 724   | 688   | 664   | 639   | 614   | 589   | 564   | 539   |
| 40～64 歳   | 826   | 811   | 781   | 776   | 776   | 766   | 756   | 746   | 736   | 726   |
| 65 歳以上    | 1,071 | 1,067 | 1,042 | 1,031 | 1,016 | 1,005 | 994   | 983   | 972   | 961   |
| 75歳以上(再掲) | 581   | 586   | 566   | 576   | 588   | 593   | 598   | 603   | 608   | 613   |

※「75歳以上」は内数です。

(単位：%)

|           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 村全体       | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  |
| 0～39 歳    | 29.4 | 28.7 | 28.4 | 27.6 | 27.0 | 26.5 | 26.0 | 25.4 | 24.8 | 24.2 |
| 40～64 歳   | 30.7 | 30.8 | 30.7 | 31.1 | 31.6 | 31.8 | 32.0 | 32.2 | 32.4 | 32.6 |
| 65 歳以上    | 39.9 | 40.5 | 40.9 | 41.3 | 41.4 | 41.7 | 42.0 | 42.4 | 42.8 | 43.2 |
| 75歳以上(再掲) | 21.6 | 22.3 | 22.2 | 23.1 | 23.9 | 24.6 | 25.3 | 26.0 | 26.8 | 27.5 |

### (3) 介護保険対象者の状況

○過去数年間の人口動態による人口推計結果によると、介護保険対象者数も減少傾向にあるなか、計画期間内はしばらく横ばいの状態が予想されます。

#### 【 要介護度別利用者数 】

|  | サービス |      |      |      |      |      |      |      |
|--|------|------|------|------|------|------|------|------|
|  | 利用者数 | 支援 1 | 支援 2 | 介護 1 | 介護 2 | 介護 3 | 介護 4 | 介護 5 |

(単位：人)

|       |     |    |    |    |    |    |    |    |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 村 全 体 | 235 | 10 | 22 | 34 | 56 | 50 | 27 | 36 |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|----|

|       |     |    |    |    |    |    |    |    |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 在宅生活者 | 167 | 10 | 22 | 32 | 50 | 29 | 10 | 14 |
| 本村地区  | 104 | 4  | 17 | 23 | 30 | 13 | 4  | 13 |
| 式根島地区 | 47  | 5  | 4  | 7  | 16 | 10 | 5  | 0  |
| 若郷地区  | 16  | 1  | 1  | 2  | 4  | 6  | 1  | 1  |

※地区別数は内数です。

|                    |    |  |  |   |   |   |    |    |
|--------------------|----|--|--|---|---|---|----|----|
| 特養入所者<br>(島内)      | 35 |  |  |   |   | 9 | 10 | 17 |
| 地域密着型<br>ユニット (島内) | 7  |  |  |   |   | 2 | 3  | 2  |
| 特養入所者<br>(島外)      | 10 |  |  |   |   | 6 | 2  | 2  |
| 老人保健施設<br>(島外)     | 15 |  |  | 2 | 6 | 4 | 2  | 1  |
| 介護療養型医<br>療施設(島外)  | 1  |  |  | 0 | 0 | 0 | 0  | 1  |

※令和 6 年 1 0 月 1 日現在

#### (4) 障害者数

○身体障害者手帳所持者は、村全体で124人です。施設等入所者を除くと105人です。在宅生活者の内訳は、障害の種類では「肢体不自由」が74人で約58%です。障害程度は、2級以上の重度障害者が約44%を占めています。

#### 【 身体障害者手帳の所持者数の内訳 】

| 障害の種類 | 視 覚 | 聴 覚 | 言 語 | 肢体不自由 | 内部障害 | 膀胱・直腸 | 合計数 |
|-------|-----|-----|-----|-------|------|-------|-----|
|-------|-----|-----|-----|-------|------|-------|-----|

(単位:人)

|       |    |    |   |    |    |   |     |
|-------|----|----|---|----|----|---|-----|
| 村 全 体 | 12 | 13 | 0 | 93 | 29 | 4 | 151 |
|-------|----|----|---|----|----|---|-----|

|       |    |    |   |    |    |   |     |
|-------|----|----|---|----|----|---|-----|
| 在宅生活者 | 12 | 11 | 0 | 74 | 26 | 4 | 127 |
| 本 村地区 | 8  | 6  | 0 | 55 | 15 | 2 | 86  |
| 式根島地区 | 4  | 3  | 0 | 11 | 8  | 1 | 27  |
| 若 郷地区 | 0  | 2  | 0 | 8  | 3  | 1 | 14  |

※地区別数は内数です。

|        |   |   |   |    |   |   |    |
|--------|---|---|---|----|---|---|----|
| 特養等入所者 | 0 | 2 | 0 | 19 | 3 | 0 | 24 |
|--------|---|---|---|----|---|---|----|

※上記数は、障害名の数进行計上しているため手帳数とは異なります。

| 身障手帳級数 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 合計数 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 村 全 体  | 34  | 21  | 23  | 35  | 4   | 7   | 124 |

※令和6年10月末現在

○知的障害者に交付される愛の手帳所持者は、村全体で18人です。

【 愛の手帳の所持者数 】

(単位：人)

| 度 数   | 1 度 | 2 度 | 3 度 | 4 度 | 合計数 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 村 全 体 | 0   | 2   | 5   | 11  | 18  |

※令和6年10月末現在

○精神障害のある方が、一定の障害にあることを証明する精神障害者保健福祉手帳は、新島村で23人が所持しています。主たる疾患は統合失調症とうつ病が多く、精神障害者保健福祉手帳の申請数は、近年横ばい傾向にあります。

【 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 】

(単位：人)

| 等 級   | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合計数 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 村 全 体 | 2   | 16  | 5   | 23  |

※令和6年10月末現在

【難病医療費助成制度認定者数】

(単位：人)

|         |    |
|---------|----|
| 国指定難病者数 | 12 |
| 都指定難病者数 | 3  |

※令和6年10月末現在

## 4 計画期間

### (1) 計画期間

○本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

### (2) 計画の見直し時期

○介護保険法に従って、令和 8 年度までに本計画の「介護保険事業計画」に相当する部分の見直しを行います。

#### ■計画期間について

○平成 12 年度から介護保険法によって義務づけられた「介護保険事業計画」により、「新島村地域福祉総合計画」として平成 12 年に策定され、令和元年度に見直しを行いました。

本計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間となっています。

なお、「介護保険事業計画」は、3 年ごとの見直しが定められており、見直し時期は、令和 8 年度までに行う予定です。

○以上から本計画の計画時期は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間としました。

## 5 計画策定の基本的な考え方

### (1) 相互扶助の伝統を活かした計画策定

○新島村は、離島特性や人口規模、行財政規模が小さいため、福祉、保健等の行政諸施策が他地域に比べ必ずしも十分とはいえません。しかし、島において歴史的に培われてきた住民間の「モヤイの精神」（相互扶助精神）が「共存共助」の精神のもと日常生活において今なお機能しています。これは島の暮らしを考える際の大切な特徴であり計画策定の基盤とする必要があります。

### (2) 地域の特性を踏まえた計画策定

○新島村を構成する本村地区、若郷地区、式根島地区には、それぞれの歴史的、文化的特徴が今なお息づいています。また、施設等の設置状況も異なっています。中でも式根島地区は新島と海を隔てているため、計画策定において、サービス供給方法等については配慮する必要があります。

### （３）総合的な計画策定

○新島村の場合、限られた財源や資源、人材等の諸条件の中で効率的、効果的に住民生活を支えていくためには、関連諸施策を総合化するとともに、行政のみならず民間も一体となった総合的な視点から計画を策定していく必要があります。

### （４）島の実情にあった「介護保険事業計画」の策定

○「介護保険事業計画」は、介護保険サービスが円滑に受けられるよう定める計画で、介護保険法第 117 条の規定に基づき、3 年ごとの見直しが義務づけられており、当村においても令和 5 年度に第 9 期（令和 6 年度から令和 8 年度）計画を策定しています。詳細については、別冊の「第 9 期介護保険事業計画」を参照ください。

#### ■ 介護保険を実施する際の留意点

- ① 村（保険者）の財政規模が小さいため、介護保険法に定められたすべてのサービスの実施は困難であること。
- ② 住民の所得状況を考慮し、低所得者に十分配慮する必要があること。
- ③ 民間企業の参入にかかわらず、村が責任をもって保険制度を運営する必要があること。
- ④ 村内 3 地区の特徴を考慮し制度を実施する必要があること。

## 6 基本理念と基本目標

### (1) 基本理念

○新島村は自然環境の影響で生活条件が厳しい特徴があります。しかし、島独自の「ゆとり うるおい 人情」や「モヤイの精神」が、今なお日々の暮らしの中に息づいています。これは「共存共助」という言葉で表現することができます。

○本計画は、『共存共助』による活力ある島の暮らしの実現」を基本理念として掲げます。

#### 【 計画の基本理念 】

『共存共助』による活力ある島の暮らしの実現

## (2) 基本目標

---

○計画の基本理念を実現するために以下の基本目標を定めます。

### ■誰もが安心できる島の暮らしを実現する

- すべての住民が、島において生涯にわたって安心して暮らせるよう、福祉・保健・医療等を総合的に提供する体制を構築する。
- 要介護状態にならないよう、疾病予防や介護予防等の施策を充実する。
- 要介護高齢者に対応するために介護保険サービスを充実する。
- 障害者の生活及び就労支援の充実を図る。

### ■元気ある島の暮らしを実現する

- すべての住民が、自立して元気よく暮らすために、就労対策、生きがい対策等を充実する。
- 住宅、道路、防災等の住民の生活基盤を整備していく。

### ■ともに支えあう島の暮らしを実現する

- 住民がともに支えあって暮らすために、誰もが多様な地域活動に参加し、活動しやすい基盤を整備していく。

## 7 計画策定方法

### (1) 住民参加

○本計画は、「新島村地域福祉計画等策定委員会」（巻末資料「設置要綱」参照）の検討のもとに策定しました。各委員の選出は、性別、年齢、地区、関係分野等を考慮しました。会長は植松輝男氏（新島村社会福祉協議会事務局長・介護認定審査会会長）、副会長は宮川久志氏（シルバー人材センター事務局長）が委員互選によって選出されました。

### 【 新島村地域福祉計画等策定委員会の開催状況 】

|     | ■開催期日      | ■主な検討事項                                   |
|-----|------------|-------------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年12月24日 | ・「新島村地域福祉総合計画」の策定について<br>策定方法及び今後の日程等について |
| 第2回 | 令和7年1月22日  | ・計画内容の検討 等                                |
| 第3回 | 令和7年2月6日   | ・計画内容の検討 等                                |
|     | 令和7年3月31日  | ・計画内容の確認（会長、副会長、事務局）<br>・村長答申             |

## 第2章 サービスの現状と 今後の展開

## 第二章

### サービスの現状と今後の展開

1 事業展開の基本方針

2 重点施策の展開

3 介護保険事業の展開

4 介護保険制度以外の高齢者福祉施策の展開

5 子育て支援施策の展開

6 障害福祉施策の展開

7 生活基盤整備施策の展開

8 社会参加・地域活動支援施策の展開

9 新島村自殺対策計画

## ■今後の事業展開の視点

---

○村の財政状況を踏まえ、計画期間中に実現可能なことを着実に展開します。

○重点施策を明確にし、計画期間中に優先的に検討実施する施策を明記します。

○施策等を効率的に展開するために、代替施策（機能）がある場合は利用します。

○介護保険事業とそのほかの施策を連動・連携させ、利用料等の施策間の整合性を確保しつつ、村全体のサービス量を確保していきます。

○住民参加、地域福祉的な視点を考慮し、行政と民間が協働する視点にたって事業の展開を行います。

○地区特性を踏まえた事業の展開を行います。

# 1 事業展開の基本方針

(1) すべての在宅生活者への支援施策の充実

(2) 介護保険制度の展開

(3) 介護保険制度以外の高齢者福祉施策の展開

(4) 保健・医療サービスの展開

(5) 子育て支援施策の展開

(6) 障害福祉施策の展開

(7) 社会参加・地域活動関連施策の展開

(8) 地区特性に配慮した施策の展開

(1) すべての在宅生活者への支援施策の充実—————

○介護保険制度が対象とする要介護高齢者のみではなく、在宅で生活する「自立」高齢者や児童、障害者等を含めたすべての在宅生活者のための福祉、保健、医療等の支援施策を充実していきます。

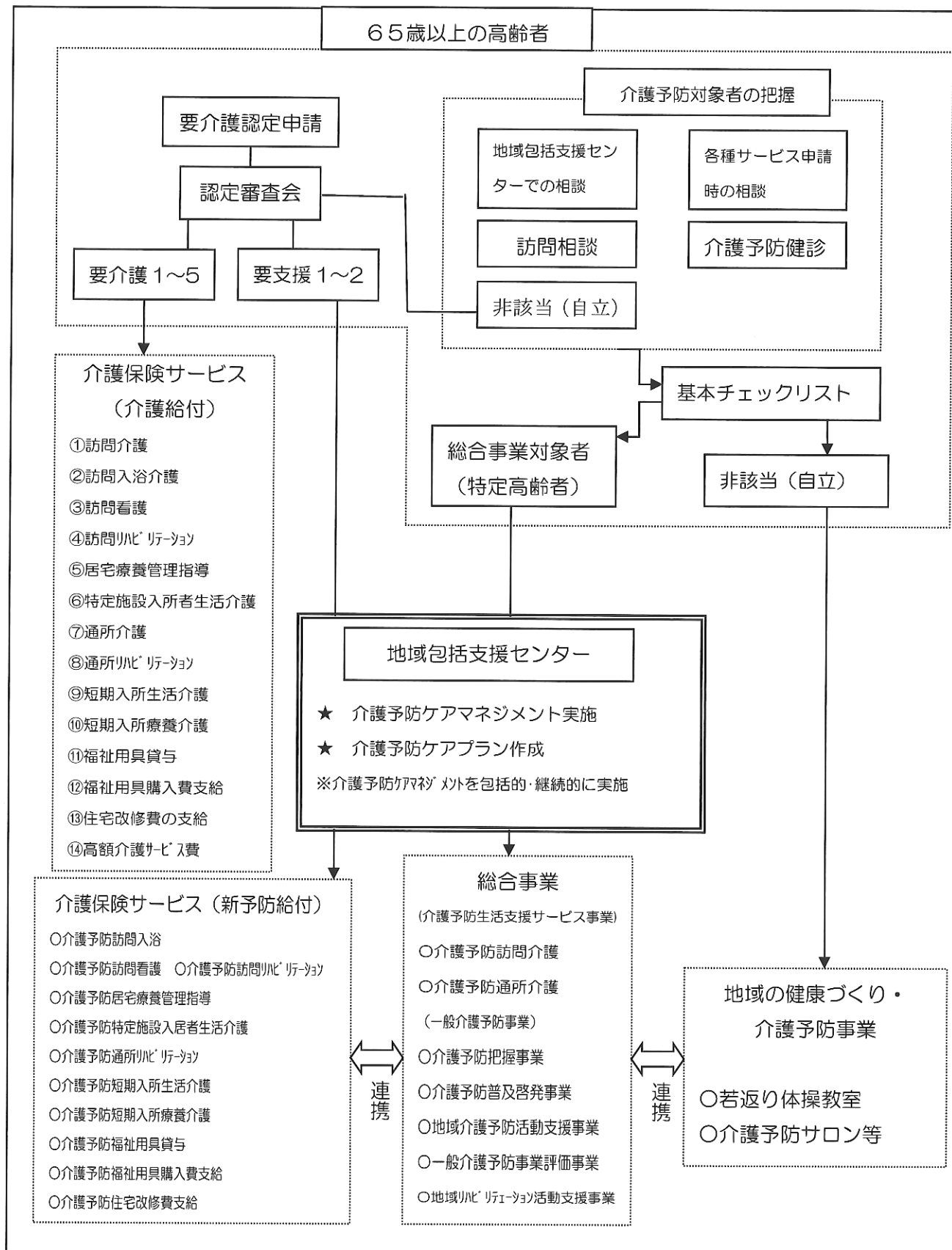
○高齢者施策に関しては、村内の特別養護老人ホーム「新島老人ホーム」は令和6年3月より、入所定員の変更を行いました。(入所36名・地域密着型8名・ショート6名)入所については常に満床状態が続いていることから、希望してもすぐ入所することはできません。そのため、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを強化していきます。

○認知症については、村民が認知症に対して正しい知識を持つことで、早期発見や相談、専門医の治療が可能となるよう、広報・啓発を図っていきます。認知症高齢者とその家族に対するサービス内容、サービス提供方法について配慮していきます。

○介護保険制度の要介護認定審査において「自立」と判定された方や介護保険給付の対象とならない一般高齢者に対する介護予防施策を推進していきます。総合事業は、要支援や要介護状態になるおそれのある方に対して重点的に事業を実施することで、要支援や要介護状態になることを防止するとともに、地域の包括的継続的なケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

○地域包括支援センターでは総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの事業を行う必要があるため、今後もセンター事業の充実を図っていきます。

## ■今後の高齢者サービスの枠組み



## （２）介護保険制度の展開

---

○介護が必要な高齢者に対しては、介護保険制度を中心にして対応していきます。

※詳細は、新島村高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画（令和５年度策定）参照。

## （３）介護保険制度以外の高齢者福祉施策の展開

---

○介護保険制度を補完する行政サービスの充実は、今後益々必要になってきます。移送サービス、食事サービス等介護予防・生活支援事業も引き続き実施していきます。また、社会福祉協議会等の民間組織やボランティアグループ等が実施する福祉・保健関連の事業・活動（サービス）等を積極的に支援していきます。

○総合事業対象者に対する介護予防プログラムの提供。  
さわやか健康センター実施の介護予防事業により、フレイル対策に取り組んでいきます。

○総合事業対象者、一般高齢者に対する総合事業、並びに地域の健康づくり・介護予防事業の充実を図っていきます。

#### (4) 保健・医療サービスの展開

---

○これまで新島村の医療サービスは診療所が担ってきました。介護保険制度の導入後も高齢者の生活場所（特養・在宅）にかかわらず、医療が必要になった方は、医療保険制度を利用して医療を受けることができます。今後も村は、すべての住民により高い医療サービスが提供できるよう診療所の充実を図っていきます。

○現在、新島村の保健サービスは、「さわやか健康センター」を中心に展開しています。今後も、すべての住民の健康維持・疾病予防等をするために、同センター及び事業の充実を図っていきます。

○島外医療機関に係る交通費等助成制度を平成31年1月より開始しましたが、対象者の年齢や年度内利用回数に（年度内4回）制限があり制度拡充を求める声がありました。このため令和6年度より改正を行い、年齢制限の撤廃と利用回数を倍増（年度内8回）しました。今後も継続し、内容の検討を行いながら実施していきます。

○医師、看護師等の専門職を安定的に確保するよう努めていきます。

#### (5) 子育て支援施策の展開

---

○子育て世帯の支援をするための施策を充実していきます。

○社会福祉協議会等の村内の民間組織やボランティアグループが行う事業・活動を積極的に支援していきます。

#### (6) 障害福祉施策の展開

---

○障害者（児）等の支援するための施策を充実していきます。

○障害者福祉については、「障害者総合支援法」を中心に事業を展開していますが、今後も検討を重ねさらなる充実を図っていきます。

○社会福祉協議会等の村内の民間組織やボランティアグループが行う事業・活動を積極的に支援していきます。

(7) 社会参加・地域活動関連施策の展開—————

○「共存共助」の基盤となる住民の社会参加・地域活動関連施策の充実を図っていきます。

○新島村では、社会参加・地域活動関連施策を展開するとともに、新島村社会福祉協議会等の村内の民間組織やボランティアグループが行う事業・活動を積極的に支援していきます。

(8) 地区特性に配慮した施策の展開—————

○本計画の事業展開においては、村内3地区の特性を十分配慮して行います。

## 2 重点施策の展開

(1) 介護保険制度の安定的運営の確保

(2) 「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実

(3) 拠点施設の充実

(4) 子ども・子育て支援事業の充実

(5) 住民の権利擁護体制の整備

(6) 連携体制の整備

(7) 障害者支援事業の充実・就労支援体制の整備

## ■重点施策展開の基本方針

---

○村は、本計画内容の中から「重点施策」を指定し、計画期間中、特に重点的に実施します。

○式根島地区の福祉の拠点施設として式根島福祉健康センターを活用しサービスの充実を図ります。

○在宅関係としては、ショートステイ、デイサービスなど現在行われている各種サービスを充実するとともに、新たなサービスの提供についても検討します。

○村ぐるみで福祉、保健施策を充実していくために、関連組織間の連携を強化するとともに、住民の視点からサービスを点検する組織の設置を検討します。

○住民の権利を守るための権利擁護体制を整備します。

○重点施策の展開において、認知症高齢者とその家族への生活支援について配慮します。

## （１）介護保険制度の安定的運営の確保

---

○住民の皆様から納めていただく介護保険料によって運営されている本制度ですが、小規模離島である新島村が単独で経営努力をしても、数多くの課題が残るのが現状です。

本制度を効率的かつ効果的に運用していくには、中核となる社会福祉法人「新島はまゆう会」が中心となり介護サービスを提供していくことになります。今後も当該法人に対し、積極的な支援を行うとともに、サービス利用者のニーズに答えられるよう、新規事業所の参入も含め、様々な視点から検討し、住民の皆様や関係機関の協力を得ながら、介護保険制度の安定運営に努めていきます。

### 【 計画期間中の重点施策 】

○社会福祉法人「新島はまゆう会」への積極的な支援を継続して行います。

○式根島地区の利用者に配慮した式根島福祉健康センターの運営を行います。

## (2)「自立」高齢者を対象とした生活支援事業の充実—————

○要介護認定審査において「自立」と判定され、介護保険制度を利用できない高齢者への支援施策を充実していきます。

### 【 計画期間中の重点施策 】

○総合事業対象者に対する介護予防プログラムの提供を行います。

○総合事業対象者、一般高齢者に対する総合事業、地域の健康づくり・介護予防事業を実施します。

○移送サービス等の介護予防・生活支援事業の充実を図ります。

### （３）拠点施設の充実

---

○福祉・保健関連の拠点施設を充実させます。

○地域包括支援センター、さわやか健康センター、診療所等、関連拠点施設間の連携体制を整備・充実します。

○式根島福祉健康センターにおける各種サービスの充実を目指します。

#### 【 計画期間中の重点施策 】

○式根島地区のデイサービス等、在宅サービスの充実を図るために式根島福祉健康センターを拠点とし運営します。

### （４）子ども・子育て支援事業の充実

---

○地域の実情に合わせた子ども・子育て支援の充実を図ります。

#### 【 計画期間中の重点施策 】

○保育園の充実を図ります。

○地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、検討、展開していきます。

#### （５）住民の権利擁護体制の整備

○介護保険制度等における利用者とサービス提供者間の契約に基づいたサービスの利用について、契約行為ができない方等の支援や利用者が不利にならないよう支援する体制を整備・支援していきます。（地域福祉権利擁護事業の支援等）

○新島村では、権利擁護に関する普及啓発に努め、関係機関と連携しながら支援していきます。

#### 【 計画期間中の重点施策 】

○住民の権利擁護体制を整備します。

#### ■ 地域福祉権利擁護事業

○同事業は、新島村社会福祉協議会が窓口となり、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利を擁護することを目的としています。

## （６）連携体制の整備

---

### 【 計画期間中の重点施策 】

- 福祉、保健、医療の連携体制を充実します。
- 「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の設置を検討します。
- 「福祉・保健住民会議（仮称）」の設置を検討します。

#### １）福祉、保健、医療の連携体制の充実

- 現在、ケア会議・民生委員協議会等により関係者との連携を図っていますが、今後も「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の設置等を検討し、連携体制を充実していきます。

## 2)「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」設置の検討

○介護保険制度の改正にともない、より効率的かつ効果的な事業運営、施設運営を展開していくためには、関係組織間で情報を共有し、村全体の視点から制度・施策の方向性を検討していく必要があります。

○村が事務局となり年数回の単位で、福祉・保健関連組織の事業報告を実施し、情報交換を行うとともに、組織を超えて相互にそれぞれの課題を検討、新規施策立案等を行う場の設置を検討します。

○新島村では、組織間連携において役場が果たすべき役割は大きいものがあります。そのため村は組織間連携の要としての役割を強化するとともに、福祉・保健関連の連携体制を再構築することに努めていきます。

### ■「福祉・保健関連組織合同会議（仮称）」の構成のイメージ

|       |                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| □議長   | 村担当課長                                                                                                    |
| □参加機関 | 村（診療所・さわやか健康センター・関連課）<br>特別養護老人ホーム<br>地域包括支援センター<br>シルバー人材センター<br>社会福祉協議会<br>民生委員協議会<br>島しょ保健所<br>等の関連機関 |
| □事務局  | 村担当課                                                                                                     |

### 3)「福祉・保健住民会議（仮称）」の設置の検討

○福祉・保健に関する住民の意見を反映する場として、また、村、福祉、保健関連組織の業務の実施現状について公開で報告を受ける場として、住民代表委員を母体とした「福祉・保健住民会議（仮称）」を設置することを検討します。

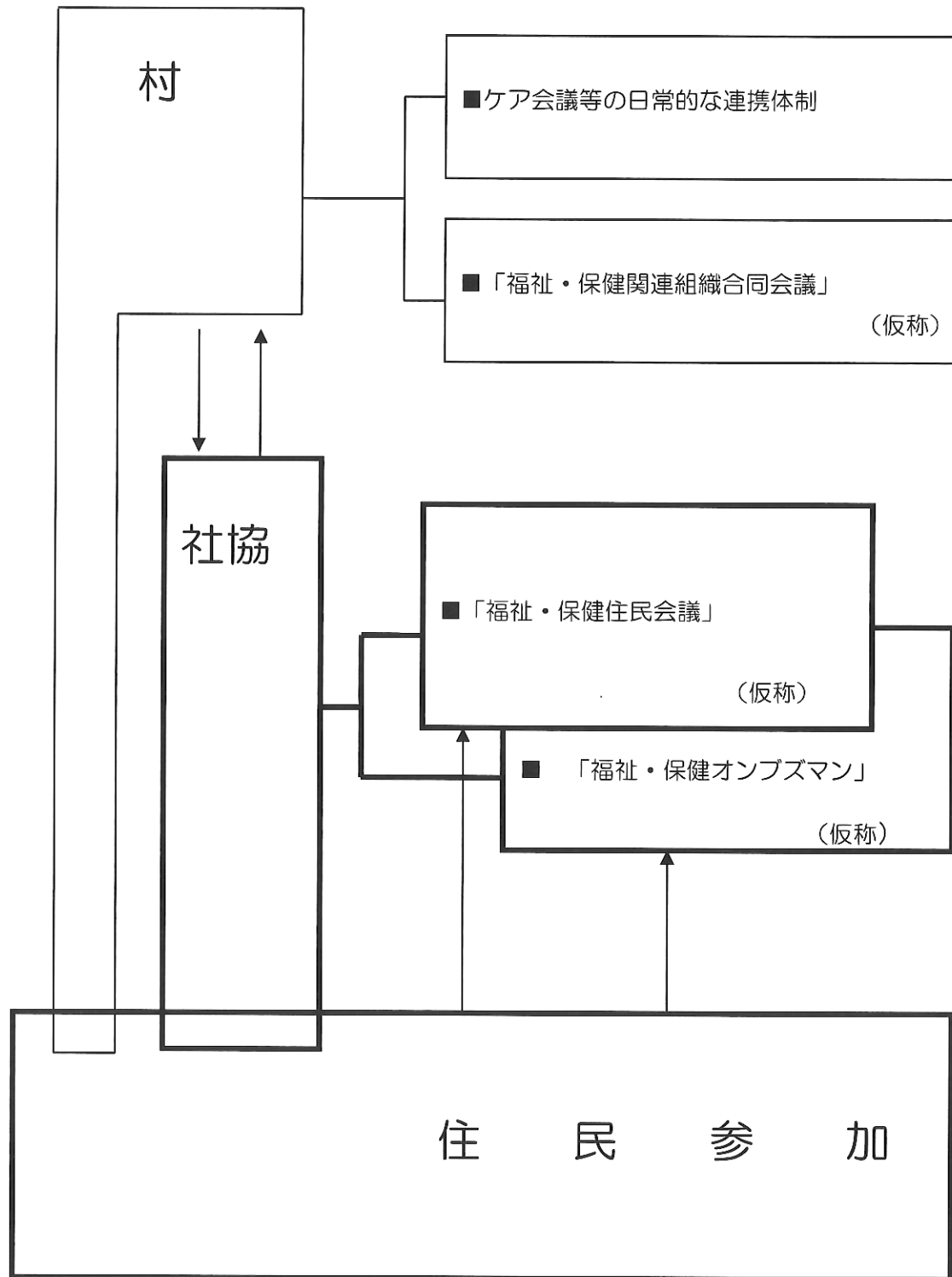
○この「福祉・保健住民会議（仮称）」は、利用者の視点から、介護保険サービスやその他の福祉・保健サービスが適正に提供されているかを点検し、意見・提案をする福祉・保健オンブズマンとしての機能を合わせ持つものであり、年数回の「福祉・保健住民会議（仮称）」とともに、「福祉・保健オンブズマン会議（仮称）」（施設等の視察を含め）の開催を検討します。

○社会福祉協議会は、民間の組織として、行政にはない柔軟性をもって活動することが可能です。社協には相談窓口としての信頼やボランティア活動や地域活動の支援を通じて培った関連機関との関係があります。こうした実績を活かし、「福祉・保健住民会議（仮称）」と「福祉・保健オンブズマン会議（仮称）」の事務局を担当していただきます。

#### ■「福祉・保健住民会議」（仮称）の構成のイメージ

|       |                                             |                                      |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------|
| □議長   | 互選による                                       |                                      |
| □参加機関 | 町会<br>民生委員協議会<br>老人クラブ<br>婦人会<br>ボランティアグループ | シルバー人材センター<br>商工会<br>PTA<br>等の住民参加機関 |
| □住民   | 傍聴を認める・議長決定により発言を認める<br>オンブズマンとして数名の公募を行う   |                                      |
| □報告機関 | 村（関連課・機関）                                   |                                      |
| □事務局  | 新島村社会福祉協議会                                  |                                      |

## ■組織連携のイメージ



## （７）障害者支援事業の充実・就労支援体制の整備

○障害者の就労支援体制の整備とノーマライゼーションの理解と意識を高めるために普及啓発に努めます。

### ■ ノーマライゼーション

○障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり

### 【 計画期間中の重点施策 】

○障害者の生活及び就労全般にわたる支援体制の整備を進めます。

○障害者に対しての正しい知識と理解を得るための、広報・啓発活動を進めます。

## ３ 介護保険事業の展開

（別冊第９期介護保険事業計画参照 令和５年度策定）

※第１０期介護保険事業計画（令和９年度～１１年度）は、令和８年度策定予定

## 4 介護保険制度以外の 高齢者福祉施策の展開

### (1) 介護保険事業以外の高齢者福祉施策

1) 後期高齢者医療制度

2) 健康相談の充実

3) 健康診査の充実

4) 訪問指導の充実

5) 機能訓練の充実

6) 村外医療体制の整備

7) 介護予防・生活支援事業の充実

8) 福祉用具貸与事業の充実

9) 敬老事業の充実

10) 介護者支援事業の充実

11) 認知症高齢者とその家族に対する支援の充実

## (2) 関連拠点施設の充実

1) 診療所の充実

2) さわやか健康センターの充実

3) 式根島福祉健康センターの充実

## ■介護保険制度以外の高齢者福祉施策展開の基本方針

- 新島村の場合は、介護保険制度で提供するサービスの種類が限定されています。そのため、介護保険制度を補完し「自立」高齢者等を対象とする諸事業を充実していきます。
- 「自立」高齢者を対象とした、多様な在宅サービスを提供できる体制を整備します。
- 認知症の予防や相談など、各種施策・事業に認知症に関する対応を取り入れていくとともに、認知症高齢者とその家族に対するサービス内容、サービス提供方法について配慮していきます。
- 医師、看護師等の専門職の安定的確保に努め、診療所、さわやか健康センターの機能を維持強化していきます。

## (1) 介護保険事業以外の高齢者福祉施策

### 1) 後期高齢者医療制度

○75歳以上の方、65歳以上で一定の障害がある方は、独立した医療制度「後期高齢者医療制度」の対象になります。

### 2) 健康相談の充実

○健康相談は、40歳以上の方とその家族を対象に、気軽に幅広く相談できる窓口として開設しています。また、シルバー人材センター、会員サロンデイの時に各専門職が交代で各地区を訪問し、健康相談を実施します。より多くの方の参加機会を確保するために、実施時間や場所等について検討します。

#### 【健康相談】

|     | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延人数 | 168人   | 154人  | 79人   | 99人   | 126人  |

#### 【シルバー相談(会員サロンデー)】

|     | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延人数 | 97人    | 0人    | 0人    | 95人   | 0人    |

### 3) 健康診査の充実

○健康診査では、特定健診・後期高齢者健診・歯科健診を実施しています。これらの健診は、広報等で受診率の向上に努めます。がん検診では、受診対象年齢から69歳までの全住民に対しダイレクトメールにて受診奨励しています。

○特定健診は健診結果説明会を開催し、特定保健指導も含めて、受診者が個々の健康管理ができるように健康教育や個別指導の充実を図っています。

|          | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|
| 特 定 健 診  | 582人  | 601人  |
| 大腸がん検診   | 225人  | 233人  |
| 胃 がん 検 診 | 143人  | 144人  |
| 肺 がん 検 診 | 246人  | 213人  |
| 子宮がん検診   | 328人  | 隔年度実施 |
| 乳 がん 検 診 | 306人  | 隔年度実施 |

#### 4) 訪問指導の充実

○訪問指導は、40 歳以上の方で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、保健指導が必要な方に対して、保健師・理学療法士・管理栄養士が訪問します。その中で日常生活における療養、看護、機能訓練、栄養等に関する指導を実施しています。

○関係機関との連携を図り、訪問内容を充実させていきます。

#### 【訪問指導】

|     | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延人数 | 571 人  | 461 人 | 247 人 | 161 人 | 171 人 |

## 5) 機能訓練の充実

○機能訓練は、フレイル予防や要介護状態にならないようにすることを目的に、集団機能訓練を理学療法士などで実施しています。また、医療機関を受診し、疾病・外傷など心身の機能低下が認められて医師がリハビリが必要であると判断し、医師のリハビリ指示書がある方を対象に個別指導も実施しています。また、健康増進を目的とした若返り体操教室を実施しています。

### 【予防リハビリ教室】

|             | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施回数        | 37回    | 37回   | 45回   | 43回   | 46回   |
| 延べ参加者<br>人数 | 496人   | 380人  | 461人  | 392人  | 559人  |

### 【個別リハビリ】

|        | 平成31年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ実施人数 | 495人   | 1,102人 | 1,038人 | 1,225人 | 1,273人 |

※訪問によるリハビリ含む

### 【若返り体操教室】

|             | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施回数        | 19回    | 20回   | 24回   | 23回   | 24回   |
| 延べ参加者<br>人数 | 233人   | 232人  | 247人  | 312人  | 355人  |

## 6) 村外医療体制の整備

○村では、緊急患者等の緊急医療を確保するために都立病院及び関連施設と連携体制を持っています。今後も連携体制を充実していきます。

○村外医療の利用者とその家族に対し、宿泊施設の確保等について検討します。

## 7) 介護予防・生活支援事業の充実

○高齢者の生きがい対策及び寝たきり予防並びに高齢者見守り相談・移送サービス等、これらの対策が必要なすべての高齢者に対するサービスを、新島村社会福祉協議会に委託し提供します。

○さわやか健康センターでは、介護予防リーダー及び介護予防サポーターを育成し、地域で自ら活動し、介護予防普及活動を行う自主グループの活動を支援していきます。

## 8) 福祉用具貸与事業の充実（ベッド、車いす等）

○現在、新島村社会福祉協議会が実施していますが、今後も継続実施していきます。

## 9) 敬老事業の充実

○高齢者に対し敬老の意を表するため、長寿祝金等を支給します。

○敬老演芸会を引き続き式根島地区、新島地区で開催します。

## 10) 介護者支援事業の充実

○高齢者を介護している家族などに対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得してもらうための教室を新島はまゆう会等に委託し開催します。

## 11) 認知症高齢者とその家族に対する支援の充実

○認知症が疑われる高齢者を早期に発見し、専門医の受診等に結びつける対応を関係機関と連携して行っています。

○今後、新島村においては高齢化が進むことにより、後期高齢者（75歳以上）人口が増加することから認知症高齢者数の増加が予測されます。

村民が認知症に対し正しい知識を持つことが出来るよう、広報・啓発を推進していきます。また、認知症の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるよう、民生委員、自治会、老人クラブ、福祉・保健・医療の関係機関の連携により、認知高齢者に対する情報等を共有しながら、地域で見守る体制の構築を図っていきます。

## (2) 関連拠点施設の充実

---

### 1) 診療所の充実

○新島村の医療サービスの拠点は、「本村診療所」「若郷診療所」「式根島診療所」の3診療所です。今後も、通院者に対する診療体制の充実や安心して入院できる体制の整備を図ります。

○医師、看護師等専門職の安定的な確保に努めていきます。

○さわやか健康センター、特別養護老人ホーム等、関連施設との連携体制を充実していきます。

### 2) さわやか健康センターの充実

○新島村の保健サービスの拠点は、さわやか健康センター（平成14年設置）です。同センターでは母子保健事業、高齢者健康づくり事業、食育事業、健康促進事業、精神保健福祉事業、医療費助成事業、予防接種等を実施しています。現在の専門職は、保健師・管理栄養士・理学療法士が配置されています。今後も「各種検診事業」「健康相談」「訪問指導」及び「機能訓練」の充実に努めるとともに、健康づくりについても、住民とともに取り組んでいきます。

○診療所、特養等、関連施設との連携体制を充実していきます。

### 3) 式根島福祉健康センターの充実

---

○本施設は、介護が必要な高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援するために、介護サービス拠点となる施設であるとともに、式根島における高齢者福祉サービスのシンボルとなる施設です。また、高齢者はもちろん、多くの住民が訪れやすく利用しやすい雰囲気づくりを行い、様々なサービス、事業、活動等に利用できる効率的な施設を目指していきます。

○式根島地区における福祉サービス施設の役割を果たすため、さわやか健康センター、はまゆう会、社会福祉協議会、地域住民等と連携体制の充実を行います。

## 5 子育て支援施策の展開

(1) 保育園の充実

(2) 出産にかかる交通費の助成の充実

(3) 児童の医療費の助成

(4) 相談事業の充実

(5) 「新島村食育推進計画」の充実

(6) 子ども・子育て支援事業の推進

(7) 児童虐待への対応

(8) 集いの場の提供

(9) ファミリーサポート事業の充実

## ■子育て支援展開の基本方針

---

○子ども達はかけがえのない島の「宝」です。子ども達を健全に育てるため、子育て支援を充実します。

○子どもを安心して産み育てる家庭を支援するための福祉（保育）、保健、医療、教育等の諸施策を、地域社会の特徴を生かしつつ、総合的に展開していきます。

○子ども達が、将来にわたり、島の人々や暮らし、生まれ育った島の自然を慈しむ心を持ち続けられるよう、島の文化や歴史を子ども達に伝えていくよう努めます。

### (1) 保育園の充実

○村の保育園は新島、式根島にそれぞれ 1 ヶ所あります。定員は、新島 100 人、式根島 30 人、定員合計 130 人となっています。今後も障害児を含めた保育の充実を図っていきます。

○近年の保育ニーズとしては、就労する母親の増加にともない低年齢児の保育、保育時間の延長、一時預かり等があげられています。今後も、島の暮らしの変化、保護者の生活様式や、価値観の多様化に対応し、低年齢児の保育、延長保育等を実施していきます。

○保育園活動において、園児と老人クラブ等地域の高齢者との交流や、特別養護老人ホーム等へのボランティア参加を行うことにより、高齢者が伝承する文化と歴史豊かな故郷を体感させ、子ども達も村の一員として島づくりに参加できるような体制をつくっていきます。

#### 【 入所園児数 】

|           | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 村内保育園児合計数 | 58人  | 55人  | 49人  | 48人  | 48人  |
| 2歳以下      | 5人   | 7人   | 7人   | 7人   | 7人   |
| 3歳児       | 18人  | 16人  | 14人  | 13人  | 13人  |
| 4歳児以上     | 35人  | 32人  | 28人  | 28人  | 28人  |

※令和6年 10月1日現在

## （２）出産にかかる交通費の助成の充実

○少子化対策及び母子福祉の増進を目的として、妊娠出産期間中に村外の医療機関を利用した場合、往復にかかった交通費（東海汽船、神新汽船、新中央航空）を、１回につき 25,000 円（８回まで）と宿泊費 1 泊につき上限 5,000 円（８回まで）を助成しています。今後も妊娠出産に必要な助成として内容の見直しを行いながら継続・実施していきます。

## （３）児童の医療費の助成

○「高校生医療費助成事業」が開始になり、18 歳までの医療費（保険適用分）について助成が出来るようになりました。今後も継続・実施していきます。

## （４）相談事業の充実

○児童福祉と母子保健の一体的な相談対応を担う「こども家庭センター」をさわやか健康センター内に設置し、妊娠期から子育て期（高校卒業まで）の切れ目のない支援を行います。

○臨床心理士を招いての心理相談の開催や、年 2 回の東京都児童相談センターの巡回相談の機会を活用など、専門職による相談支援体制の確保に努めます。

○児童・家庭相談員支援事業を継続・充実させます。

※児童・家庭相談員支援事業とは、育児に対する不安や相談に対応するため、主任児童委員等が育児相談を通じ子育て支援を行うものです。

○「ひとり親家庭」に対し、保護者の希望に応じ、行政や民生委員・児童委員が行っている相談活動を、今後も継続・充実させます。

#### （５）「新島村食育推進計画」の充実

○新島村は、平成９年に「新島村栄養指導計画」を策定して栄養事業に取り組んできましたが、村内各団体関係機関で実施される様々な食の活動が広がりを見せてきたことを受け、平成２３年に「日本一健康な島を目指して」をスローガンとした「新島村食育推進計画」を５ヵ年計画で策定しました。現在は、第３次食育推進計画に沿って事業を実施しています。

令和２年のアンケート調査から村の特徴と課題を検討して目標を設定、今後の食育事業の方向性を村全体で共有すること、また乳幼児から高齢者まで各ステージで育まれた力が途切れることなく積み重ねられていくような取り組みを実施しています。

なお、この計画は令和６年度より約２年をかけて評価し、より村の現状に即した内容にするべく見直しを行い、令和８年度に予定されている第４次食育推進計画の改定につなげていきます。

## ＜参考＞新島村の食育の基本目標

### ◎子どもたち(妊産婦～乳幼児・園児・小学校～高校の各ステージ)の食育目標

| めざす姿                              | 目標                              | 第三次計画策定時（令和２年度）                           | 目標値（令和７年度）     |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|----------------|
| 食を大切にし、<br>自分の食生活<br>を設計（デザイン）できる | 栄養バランスが分かる                      | 簡単な栄養バランスを知っている ８９％<br>１日に必要な野菜の量がわかる １２％ | いずれも<br>現状より増加 |
|                                   | 適切な間食の食べ方が<br>わかる               | 間食の時間がだいたい決まっている ４３％                      | ５０％に近づける       |
| 楽しく食べることが<br>できる                  | 郷土料理や多くの食材<br>に親しみ、味わう事が<br>出来る | 新島の食材を使うよう心がけている ５８％                      | 現状より増加         |
|                                   | 感謝の心を持ち、食事<br>のマナーがわかる子         | 家庭で食育マナーや栄養知識、料理<br>を教えている ８３％            | ９０％に近づける       |

### ◎大人～高齢者ステージの食育目標

| 項 目           | 目標                                                  | 第三次計画策定時（令和２年度）                                 | 目標値（令和７年度）       |
|---------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------|
| 減塩を心がける       | 調味料の使い方を意識<br>する人の増加                                | 調味料を必要な分だけ使う人 ７９％                               | 現状より増加           |
| 野菜の活用         | １日に必要な量を摂る<br>人の増加                                  | １日に必要な野菜の量がわかる ２１％<br>１日に必要な野菜の量を摂れている ３０％      | いずれも<br>現状より増加   |
|               | 地場野菜を食べる人の<br>増加                                    | 新島村で採れた野菜を食べている ６０％                             | 現状より増加           |
| 郷土料理の伝承       | 新島に伝わる郷土料理<br>を知っている人の増加                            | 郷土料理を知っている ８５％                                  | ９０％に近づける         |
| 間食を見直そう       | 間食の内容と時間・回<br>数を考える人の増加                             | 間食の内容が菓子である ７８％<br>間食を１日２回以上食べる １３％             | いずれも<br>現状より減少   |
| 栄養成分表示を<br>見る | 食品栄養成分表示を見<br>る人の増加、新島村版<br>食事バランスガイドを<br>知っている人の増加 | 食品の栄養成分表示を見る ３９％<br>新島村版食事バランスガイドを知<br>っている ４０％ | いずれも<br>５０％に近づける |

## （６）子ども・子育て支援事業の推進

○子育て支援については、「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、地域子育て支援に関わる取り組みについて、行動計画を含めた事業計画を策定し計画に添って検討、支援事業を推進していきます。都内並みのサービスを実施することはできませんが、地域の実情に合わせたサービスについて検討し、教育、福祉、保健、医療、保護者等の関連分野間でさらに検討し、実施することにより充実を図っていきます。

また、新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等が実施する子育て支援のための事業・活動・イベント等、多様な活動について支援していきます。

## （７）児童虐待への対応

○さわやか健康センター内に設置する「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期（高校卒業まで）への切れ目のない支援を実施し、児童虐待の早期発見および予防的支援に努めます。

○「こども家庭センター」が新島村要保護児童地域対策協議会の事務局となり、東京都児童相談センターに支援協力を仰ぎながら要保護児童の適切な保護、要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を行っていきます。

## （８）集いの場の充実

○未就園児を対象とした子育て世代の集いの場として「あそびのひろば」を継続して実施していきます。

## (9) ファミリーサポート事業の充実

○「子どもを預かってほしい」という親のニーズに対して、地域の方が「子どもを預かる」ことにより、地域で子育てを支援するファミリーサポート事業を、新島村では、「新島村もんもクラブ」の名称で展開しています。預かりの対象は、小学校6年生までで、事務局であるこども家庭センターは、依頼会員（預かってほしい人）と援助会員（預かる人）の調整をするほか、援助会員向けの講演会を開催したり、子どもや会員の事故に備えた保険加入などを行っています。今後は、預かりの対象の拡大等、内容の充実を図りながら実施していきます。

### 【もんもクラブ】

|     | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延人数 | 86人    | 87人   | 91人   | 153人  | 296人  |

## 6 障害福祉施策の展開

(1) 障害者（児）サービスの充実

(2) 在宅サービスの充実

(3) 補装具、日常生活用具の給付の充実

(4) 住宅改善・自動車改造費助成の充実

(5) 緊急入所事業の実施

(6) 障害関連活動への支援の充実

(7) 相談体制の充実

(8) 就労支援事業体制の整備

## ■障害福祉施策展開の基本方針

---

- 障害者の自立支援と社会参加をすすめる立場から、障害者（児）とその家族が、村の一員として安心して暮らし続けることができるように、在宅サービス、就労支援等の諸施策を充実するとともに、体制づくりについても検討していきます。

## （１）障害者（児）サービスの充実

○障害者総合支援法では、障害者（児）が、障害のない人たちの間にあっても、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を実現するため、総合的かつ計画的に支援を行うことを基本理念とし、そのための施策を市町村に義務付けています。これに基づき、新島村でも障害者（児）が必要とする各種サービスを提供しています。

令和５年度の実績は、知的障害者施設入所１名、身体障害者施設入所１名、知的障害者グループホーム入所７名、身体障害者グループホーム入所１名、精神障害者グループホーム入所１名、就労継続支援Ｂ型３名、短期入所１名、生活介護２名、自立訓練１名となっています。

## （２）在宅サービスの充実

○令和６年１０月現在、村内の身体障害者手帳所持者は１２２名、愛の手帳（知的障害）所持者は１８名、精神障害者保健福祉手帳所持者は２３名です。村では、障害者（児）とその家族の在宅生活を支援するため、在宅サービスの充実を図っています。

○障害者居宅介護は、社会福祉法人新島はまゆう会が東京都の指定障害福祉サービス事業者として指定を受け、すべての障害者に身体介護及び家事援助の提供をしています。

○身体・知的・精神の3障害を対象に、さわやか健康センターを拠点として「障害デイサービス」を行っています。村保健師のほか、グループワーカーやボランティアの参加によって運営されています。主として精神障害者の参加が多く、自立に向けた動機づけを高める成果をあげ、社会参加の機会を増やしています。

### （３）補装具、日常生活用具の給付の充実

○新島村の身体障害者手帳所持者は、令和6年10月現在122名です。村では、職業その他日常生活を容易にするために、身体障害者手帳の所持者を対象に、補装具（例：車イス、補聴器、杖、下肢装具他）の交付と修理を行う補装具支給事業を行っています。令和5年度給付実績は、車イス5件、補聴器1件、下肢装具3件となっています。今後も継続・実施していきます。

○在宅の重度障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（例：ストマ用装具、特殊寝台、スロープ、吸入器他）の給付を行う日常生活用具給付事業を行っています。令和5年度実績として、ストマ用装具5名の方に給付しています。今後も継続実施していきます。

※ストマ用装具（便や尿を収容する袋）

○新島村社会福祉協議会において、「車イス」「ベッド」等を必要な方に貸出していますが、今後も継続的に支援していきます。

#### （４）住宅改善・自動車改造費助成の充実

○在宅の重度身体障害者で身体障害者手帳１・２級の方を対象に、浴室、便所、玄関、居室、台所の改善費を給付する重度心身障害者住宅設備改善給付を行っています。今後も継続していきます。

※65歳以上の方は、介護保険制度内の同事業を優先しています。

○18歳以上の身体障害者手帳を持っている方で、上肢、下肢又は体幹機能障害１・２級で、就労等にともない自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方を対象に、身体障害者用自動車改造費を助成しています。今後も継続していきます。

#### （５）緊急入所事業の実施

○在宅障害者の介護者が、疾病などの理由により家庭での介護が一時的に困難になった場合に、障害者を施設に緊急入所させる事業を実施しています。すべての障害者を対象とし、利用者は費用の１割を負担し、１か月におおむね７日間の入所ができます。障害者とその家族の福祉向上を図るため、今後も事業を充実させていきます。

## （６）障害関連活動等への支援の充実

○新島村は、村内において新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等が実施する障害者（児）関連施策の事業・活動・イベント等、多様な活動について支援していきます。

○障害者の雇用の場の確保と、ノーマライゼーションの理解と意識の高揚を図っていきます。

## （７）相談体制の充実

○さわやか健康センター、島しょ保健所新島支所、新島村社会福祉協議会、障害者相談員、新島村国民健康保険診療所等関係機関によるネットワークにより相談体制の充実強化を図っていきます。

## （８）就労支援事業体制の整備

○障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供する事業を実施しています。身体・知的・精神障害及び難病を有する方はもとより、障害者手帳を持たない方についても障害状態にあれば支援の対象とします。障害者の就労意欲や事業所のニーズの調査を始め、障害者の就労全般にわたる支援ができるよう、事業の多様な展開を行っていきます。

## 7 生活基盤整備施策の展開

(1) 道路や公共・民間施設等の環境整備

(2) 住宅改修等への支援と住宅の整備

(3) 防災・見守りネットワークの整備

(4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実

## ■生活基盤整備施策展開の基本方針

○福祉、保健サービス等を充実する前提として、日常生活の基盤となる道路等の公共施設の整備、住みよい住宅の確保、防災時の安全対策を充実していきます。

○高齢者、児童、障害者等災害時要支援者の安全対策は、村ぐるみで対応していきます。

(1) 道路や公共・民間施設等の環境整備—————

○高齢者、児童、障害者等が安心して日常生活を送れるよう、道路や公共・民間施設をバリアフリーの視点から見直し、改善していきます。

(2) 住宅改修等への支援と住宅の整備—————

○高齢者、障害者等が、在宅で暮らし続けられるよう住宅改修費の助成を行い、住宅改造への支援施策を充実していきます。

○高齢者、障害者等に配慮した設備を備え、必要なサービスを受けながら自立した生活を送れる高齢者用住宅の整備を、村営住宅の補修改善時に検討していきます。

### (3) 防災・見守りネットワークの整備—————

○高齢者、児童、障害者等の「災害時要配慮者」の安全を守るため、地域の人々を中心とした防災ネットワークを整備充実していきます。

○新島村では、緊急時の災害時要支援者への対応については、「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会、消防団、民生委員、警察署、社会福祉協議会、村関係者により災害時に向けての避難支援を行っていきます。

今後も、重度の障害者や重度の要介護者の調査を行い、より一層の支援体制の充実を図ります。

○認知症高齢者の安全対策（徘徊等の対応）を検討します。

### (4) 生活基盤整備関連活動等への支援の充実—————

○新島村は、村内において新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等が実施する生活基盤整備関連の事業・活動・イベント等多様な活動について支援していきます。

## 8 社会参加・地域活動支援施策の展開

(1) 新島村社会福祉協議会の充実

(2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実

(3) 生涯学習・福祉教育の推進

(4) シルバー人材センターの充実

(5) 住民の権利擁護施策の充実

## ■社会参加・地域活動支援施策展開の基本方針—————

○新島村の暮らしは「共存共助」の考え方のもとに成り立っています。同時に、「地域福祉」という言葉で表現される以上に住民間の相互扶助・連帯と協力を基盤に成り立っています。今後、村外の人々の移転の受入れ、少子高齢化の進展、近年の若い世代の考え方や生活様式の変化等を考慮すると、村民一人ひとりが積極的な地域活動に参加することで、相互連帯・相互扶助・相互協力の精神を維持していくことが必要になってきています。

○福祉においては、近年新たな制度ができ、サービスの種類等も増え、ますます複雑化の傾向にある中、小規模離島という制約もあり、介護をはじめ住民の生活支援施策においては、行政が積極的に支援する必要があります。しかし、行政の負担能力は限られているのが現実です。そのため、今後地域住民と一層協力して福祉事業に取り組んで行くことが大切です。

○新島村は、新島村社会福祉協議会やボランティアグループ等の活動がより実施しやすい環境を整備し、村内の諸活動を支援していきます。

○本計画においては、行政は、介護保険やそれ以外の諸施策に関し、できる限り具体的に明示しました。しかし、こうした諸施策は、住民からの課題の指摘や提言、また、ボランティアとしての協力や支援なくしてはよりよいものになりません。そのため、民間機関としての社会福祉協議会を、住民の意見や提言を集約する場の一つとして位置づけ、その活動を支援していきます。

## (1) 新島村社会福祉協議会の充実

○新島村社会福祉協議会は、住民による、住民のための福祉活動拠点です。令和5年度の会員数は、個人会員950人、賛助会員20人、団体会員31団体、それぞれの会費や寄付、そして村からの補助金や委託料で、各種地域福祉事業を展開しています。新島村社会福祉協議会充実のため、社協役員や各種団体、住民の皆さんの各種事業へのボランティア参加が重要になっています。

○新島村は、社会福祉協議会を住民の社会参加・地域活動の要と位置づけ、社会福祉協議会の活性化を図るため、組織のあり方、職員体制などを検討し、今後、更に地域活動の拠点として機能していけるような、体制整備に対する支援を行っていきます。

○新島村は、介護保険事業を充実するとともに、社会福祉協議会が、自立高齢者等を対象とする在宅サービス等の諸事業を実施する場合、協働体制を構築するとともに積極的に支援していきます。

○住民が気軽に相談できる窓口体制をより充実していきます。

### ■ 事業内容(機関構成等)

|                 |      |
|-----------------|------|
| 理 事             | 14 人 |
| 監 事             | 2 人  |
| 評議員             | 21 人 |
| 生活福祉資金調査委員      | 10 人 |
| 協力員             | 42 人 |
| ボランティアセンター運営委員  | 12 人 |
| 事務局職員(臨時職員含む)   | 9 人  |
| 理事会             | 2 回  |
| 評議員会            | 2 回  |
| 監査会             | 1 回  |
| 合同会議            | 0 回  |
| 生活福祉資金調査委員会     | 0 回  |
| 島しょ社協連絡会議       | 0 回  |
| ボランティアセンター運営委員会 | 2 回  |

■新島村社会福祉協議会地域福祉活動計画「第3次モヤイの絆」―

■基本理念：『 ともにつながりささえあい笑顔になれるまちづくり 』

| ■基本項目                | ■実施項目                                                                                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 住民ニーズの把握と広報宣伝活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談・援助活動の充実</li> <li>○調査研究活動の充実</li> <li>○広報・啓発活動の強化</li> <li>○情報提供活動の充実</li> </ul>               |
| 2 住民参加を促す活動の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉教育の推進</li> <li>○ボランティアの活動の充実</li> <li>○ボランティア人材の発掘・人材育成</li> </ul>                             |
| 3 住民の安心・安全を促す福祉活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅福祉サービスの充実</li> <li>○地域福祉サービスの充実</li> <li>○災害への備えの充実</li> </ul>                                 |
| 4 社協の基盤整備            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○財政基盤の確立と強化</li> <li>○関係機関との連絡調整</li> <li>○組織体制の整備</li> <li>○事務局体制の強化</li> <li>○福祉活動計画</li> </ul> |

## (2) ボランティア活動・住民活動への支援の充実—————

○地域活動への積極的な参加を得るために、福祉関連分野にかかわらず多様な分野でのボランティア活動・住民活動への支援を充実していきます。

○ボランティア活動の推進のために、社会福祉協議会並びに新島村ボランティアセンターを支援していきます。

○ボランティア活動に必要な知識や技術を得るための研修参加者に、費用の援助を行うなど支援していきます。

○老人クラブの活動を支援していきます。

○70 歳以上の方を対象に博物館、ガラスミュージアム、連絡船にしき、まました温泉（地域休養施設）、温泉憩の家の利用が無料となる「西ん風パスポート」を発行しています。

○地域で高齢者などの実態に精通し、幅広い福祉活動を展開している民生委員・児童委員活動を支援し充実していきます。

○生涯学習、福祉教育のみならず、多様な分野との連携によるボランティア活動・住民活動を展開していきます。

### (3) 生涯学習・福祉教育の推進

---

○生涯を通じて、自己の個性と能力を発揮できるように、学習の場と機会を確保し、生涯学習を推進していきます。

○思いやりの心をもった児童・生徒の育成のため、福祉教育の充実を図っていきます。福祉教育は、体験の中での学習が重要です。ボランティアなどの活動の中で高齢者や障害者などと交流していく機会を確保していくように努めます。

○保育園、小中学校等と密接な連携をしていきます。

○趣味活動のきっかけづくりのための高齢者教室事業を充実させます。

(4) シルバー人材センターの充実—————

○新島村は、高齢者の就労機会拡大のため、シルバー人材センターの活動強化を支援していきます。

(5) 住民の権利擁護施策の充実—————

○認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの利用援助を行う地域福祉権利擁護事業を充実します。また、本事業以外の権利擁護施策について検討します。

○住民の権利擁護対策として、新島村成年後見制度に係る村長による審判の請求手続等の関する要綱を策定しています。成年後見制度の周知、利用促進の普及に努めます。

## 9 新島村自殺対策計画

### (1) 新島村自殺対策計画の策定の考え方

1) 計画策定の趣旨

2) 計画の位置づけ

3) 計画の期間

4) 計画の数値目標

5) 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

### (2) 自殺の現状

1) 東京都の自殺者数の推移

2) 島しょの自殺の状況

3) 新島村の自殺の状況

### (3) 自殺対策における取り組み

1) 地域におけるネットワークの強化

2) 自殺対策に関わる人材の育成

3) 住民への啓発と周知

4) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

5) 児童生徒の SOS の出し方などに関する教育の推進

6) 妊産婦等への支援の充実

7) 自殺未遂者の再企図防止

8) 現状の関連事業

### (4) 自殺対策計画の推進のために

計画の推進体制

## (1) 新島村自殺対策計画の策定の考え方

### 1) 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成15年のピーク時には年間3万人を超え、それまでは「個人の問題」と考えられてきた自殺の問題が、「社会の問題」として広く認識されました。国は、平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、自殺対策を総合的に推進してきました。

こうした中、平成28年には自殺対策基本法が改正され、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。「生きることの包括的支援」は、地域福祉の推進に密接に関係しているため、令和2年度に「新島村自殺対策計画」を「新島村地域福祉総合計画」と一体的に策定することとしました。この度、令和4年10月に見直された自殺総合対策大綱を踏まえ、「第2期新島村自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない村」を目指すものです。

### 2) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、市町村自殺対策計画として策定するものです。

### 3) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

#### 4) 計画の数値目標

自殺対策計画の最終目標は、国の自殺総合対策大綱にも示されているとおり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。大綱では、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させることを目標としていますが、「誰も自殺に追い込まれることのない村」実現のため、新島村では、本計画の目標を「自殺者ゼロ」とします。

#### 5) 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

本村においては、自殺総合対策大綱にそって、次の4つを自殺に対する基本認識とします。

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

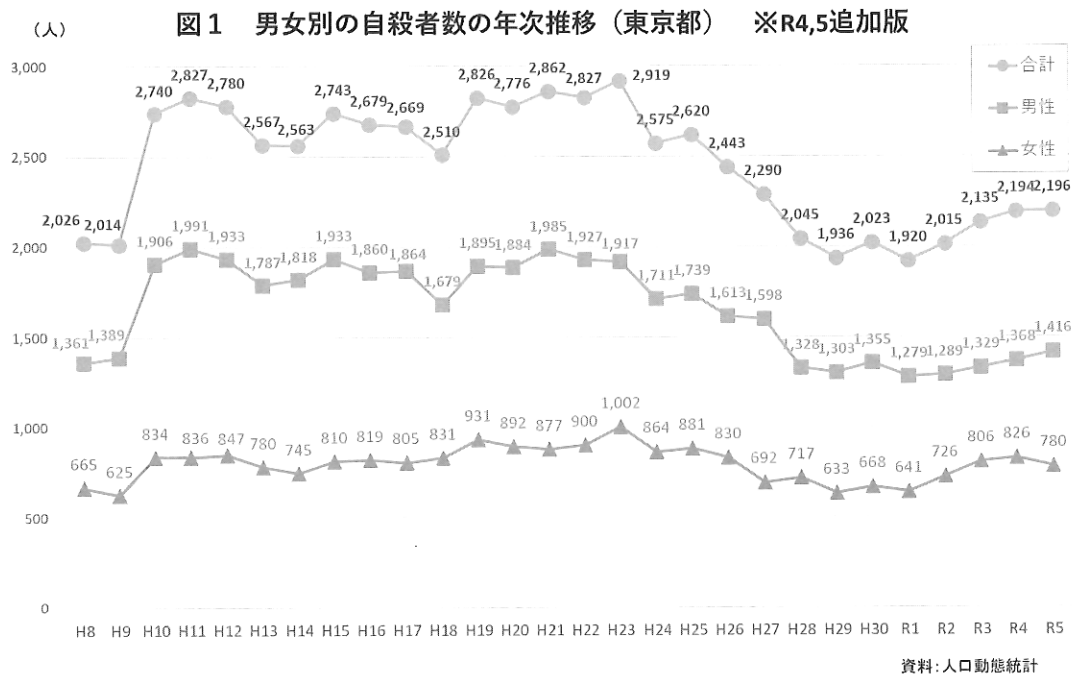
○年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている。

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。

○地域レベルの実践的な取組を、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のサイクルを通じて推進する。

## (2) 自殺の現状

### 1) 東京都の自殺者数の推移



### 2) 島しょの自殺の状況

#### 自殺者数および自殺死亡率の推移（2018～2022年）

|                        | 2018  | 2019  | 2020  | 2021  | 2022  | 合計 | 平均    |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
| 自殺統計(自殺日・住居地)<br>自殺者数  | 4     | 8     | 6     | 5     | 6     | 29 | 5.8   |
| 自殺統計(自殺日・住居地)<br>自殺死亡率 | 15.36 | 31.12 | 23.68 | 20.06 | 24.44 | -  | 22.91 |
| 人口動態統計 自殺者数            | 4     | 8     | 6     | 5     | 3     | 26 | 5.2   |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表 都道府県編  
 ※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺死亡者数

### 3) 新島村の自殺の状況

自殺者数および自殺死亡率の推移（2019～2023 年）

|                        | 2019  | 2020 | 2021  | 2022 | 2023  | 合計 | 平均    |
|------------------------|-------|------|-------|------|-------|----|-------|
| 自殺統計(自殺日・住居地)<br>自殺者数  | 2     | 0    | 1     | 0    | 1     | 4  | 0.8   |
| 自殺統計(自殺日・住居地)<br>自殺死亡率 | 73.48 | 0.00 | 37.98 | 0.00 | 40.08 | -  | 30.57 |
| 人口動態統計 自殺者数            | 2     | 0    | 1     | 0    | -     | -  | -     |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表 都道府県編  
※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺死亡者数

#### (3) 自殺対策における取り組み

##### 1) 地域におけるネットワークの強化

庁内関係課や村内関係機関との連携を図り、対象者への支援に努めます。

目標：いつ、どのような行動を行ったかを支援者が関係機関と共有し、切れ目のない支援を行います。

##### 2) 自殺対策に関わる人材の育成

自殺関連事象に関する正しい知識の普及、自殺の危険を示すサインに気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家に繋ぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成に取り組みます。

目標：庁内関係課職員を中心にゲートキーパー研修等を実施します。

### 3) 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることができることの理解を促進するための普及啓発を行います。

目標：健診会場等でのリーフレットの配布やポスター掲示等により、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることができるということを周知します。

### 4) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

住民の心の健康づくりにつながる活動等を周知するとともに、関係機関と連携し、心の健康づくりの体制整備に努めます。

目標：各種健康相談や心身の健康づくりにつながる活動について広報等にて周知します。

### 5) 児童生徒の SOS の出し方などに関する教育の推進

児童生徒が、いのちの大切さについて学ぶことに加え、生活上の困難やストレスに直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、SOSの出し方などに関する教育を推進します。

目標：東京都教育委員会が作成した教材を参考に、各学校から児童生徒に対し SOS の出し方などに対する教育を実施します。

## 6) 妊産婦等への支援の充実

身体的・精神的な悩みを抱えた妊産婦等へ寄り添った相談支援を実施します。

目標：妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行い、必要な支援に繋がります。

## 7) 自殺未遂者の再企図防止

自殺未遂者とその家族への包括的支援を行います。

目標：対象者・家族の同意を得て、関係機関に情報共有し、切れ目のない支援を実施します。

## 8) 現状の関連事業

次の各種事業と連携しながら支援を行います。

### ○保健医療面

地区担当保健師による個別的継続支援【さわやか健康センター】

各種健康相談【さわやか健康センター・島しょ保健所】

産婦健診等による産後うつ予防【さわやか健康センター】

精神科及び各専門診療などの実施【本村・式根島診療所】

## ○介護面

高齢者及び介護者に対する相談支援【地域包括支援センター・保健所・民生課・診療所・社会福祉協議会・民生委員など】  
居宅介護サービス【はまゆう会、ケアレイズ】  
短期入所・施設入所【はまゆう会】

## ○育児面

保育園【民生課】  
こども家庭センター【民生課】  
子育て相談【さわやか健康センター】  
児童相談センターによる児童巡回相談【民生課】  
スクールカウンセラーによる児童生徒・親の相談対応【教育委員会】

## ○環境面

独居高齢者などの見守り【地域包括支援センター・民生課・社会福祉協議会・民生委員など】  
高齢者配食サービス・送迎サービス【社会福祉協議会】  
障害者デイサービスなど精神障害者への支援【島しょ保健所・さわやか健康センター】

## ○経済面

生活保護、生活困窮者への支援【支庁・民生課】  
自立支援受給者証（精神通院）の交付【民生課】  
島外受診交通費等助成【民生課】  
児童手当【民生課、公務員：職場】  
ひとり親家庭への手当【民生課】  
子ども（マル乳・マル子）及び、ひとり親家庭（マル親）の医療費助成【民生課】  
高校生の医療費助成【民生課】  
公共職業安定所との連携による求職者に対する支援【民生課】

出産等に係る交通費等助成【さわやか健康センター】  
要保護・準要保護就学援助金の支給【教育委員会】  
育英資金貸付制度【教育委員会】  
生活福祉貸付金【社会福祉協議会】  
おむつの原価販売【社会福祉協議会】  
たすけあい資金の貸付【社会福祉協議会】  
高齢者就業支援【シルバー人材センター】

#### ○その他

法律相談【マザーシップ】  
行方不明者の搜索【警察・消防】

### （４）自殺対策計画の推進のために

#### 計画の推進体制

本計画の推進を図るため、さわやか健康センターが中心となって住民に対する相談機関の周知を強化し、関係機関による連携体制を図るとともに、各事業の推進状況を適時適切に把握・確認していきます。

## ■ 資料

### ■ 新島村地域福祉計画等策定委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 新島村における地域福祉及び介護保険等に関する計画の策定にあたり、必要とする事項を調査検討するため新島村地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （検討事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を調査及び検討し、村長に対し報告する。

- （1）計画に必要な調査。
- （2）地域福祉計画の策定に関すること。
- （3）介護保険事業計画の策定に関すること。
- （4）その他前号に関して必要な事項に関すること。

#### （構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- （1）学識経験者
- （2）民生委員・児童委員
- （3）福祉関係者等各種団体の役職員
- （4）村職員
- （5）その他必要と思われる者

#### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から第2条に掲げる事項について、報告を終えたときまでとする。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、会議を非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、新島村民生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

(委員会等の報償)

第10条 社会福祉協議会、社会福祉法人新島はまゆう会、シルバー人材センター及び村職員以外の委員に対する報償は別に定めるところにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の者が会議に出席を求められた場合は報償を支給することができる。

第7条の規定に基づき出席を求められた者。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 新島村地域福祉策定委員会設置要綱（平成5年訓令第14号）は廃止する。

■新島村地域福祉計画等策定委員会委員名簿

【 新島村地域福祉計画等策定委員会委員名簿（順不同） 】

| 氏 名      | 所属・役職等                   | （地 区） |
|----------|--------------------------|-------|
| 宮 川 栄 子  | 民生委員協議会会長                | （本 村） |
| 前 田 喜代美  | 民生委員                     | （若 郷） |
| 渡 邊 登志江  | 民生委員                     | （式根島） |
| ◎植 松 輝 男 | 社会福祉協議会事務局長<br>介護認定審査会会長 | （本 村） |
| 前 田 広 美  | 社会福祉協議会主査                | （式根島） |
| ○宮 川 久 志 | シルバー人材センター事務局長           | （本 村） |
| 前 田 豊    | 新島老人ホーム施設長               | （本 村） |
| 磯 野 晃 照  | 東京島しょ保健所大島出張所新島支所 保健師    | （都職員） |
| 梅 田 真 弓  | さわやか健康センター事務長            | （村職員） |
| 武 政 太    | さわやか健康センター理学療法士          | （村職員） |
| 下 田 晃 子  | 民生課保健師                   | （村職員） |
| 張 耀 明    | 新島村診療所長                  | （医 師） |
| 佐 久 間 真  | 企画財政課企画調整室長              | （村職員） |
| 前 田 主 税  | 民生課長                     | （村職員） |

◎印は会長、○印は副会長。事務局：梅田仁也（民生課福祉介護係長）

